

2018年6月29日

各 位

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社において法令違反に該当する事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

当社は、従前より内部管理体制の充実に努めてまいりましたが、今回、このような事態が起きたことを厳粛に受け止め、今後、全社をあげて内部管理体制のさらなる強化に取り組み、二度とこのような事態が生じないように再発防止に努めてまいります。

お客さまをはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上